

和歌山家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成23年11月15日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

第2 開催場所

和歌山家庭裁判所第1会議室

第3 出席者

（委員）

上岡美穂，金子順一（委員長），酒井康夫，嶋谷泰典，辻紘子
宮崎幸一，山西陽裕

（五十音順，敬称略）

（事務担当者又は庶務）

駒田次席家庭裁判所調査官，宮下首席書記官，玉置主任書記官
花井事務局長，安達総務課長，小西総務課課長補佐

第4 議事

【発言者／◎：委員長，○：1号委員（学識経験者），
●：2号委員（弁護士），△：3号委員（検察官），
□：4号委員（裁判官），■：事務担当者又は庶務】

- 1 開会
- 2 所長あいさつ
- 3 新委員の紹介
- 4 前回の意見に対する裁判所の取組状況の報告

前回委員会では、「家庭裁判所の窓口について」をテーマとして開催し、担当者から家庭裁判所の窓口業務の実情及び家事事件の概要について説明を行い、家事事件手続説明案内用DVDを視聴したが、同DVDについて、調停委員が行っている調停相談会の場で利用するのがよいのではないかと

の御意見をいただいたことを受け、11月19日（土）に御坊市民会館で実施予定の調停相談会の場において同DVDを利用することとした。

次に、家庭裁判所の受付時間等を裁判所のウェブサイトに掲載していないのであれば、掲載するのがよいとの御意見をいただき、家事手続案内の受付時間を掲載するようにした。なお、簡易裁判所の手続案内についても、受付時間を掲載するようにした。また、前回の委員会で御説明したとおり、申立等で使用する書式についても掲載しており、ダウンロードして利用できるようにしているところである。

なお、前回の家庭裁判所委員会において、家事手続の理解をより深めてもらうため、家庭裁判所の広報の一環として、市役所等の市民相談担当者に家事手続の説明を行っており、5月24日には和歌山市役所の市民相談担当者に説明を実施した旨、報告したところであるが、その後、6月21日に海南市役所、6月23日に紀の川市役所、7月1日に岩出市役所の各市民相談担当者に説明を行った。また、管内の裁判所（田辺支部、御坊支部）においても、田辺市役所、御坊市役所の各市民相談担当者に同様の説明を実施して広報活動を行った。さらに、10月27日には、法テラス和歌山の相談担当者にも説明を実施した。

以上、報告する。

5 テーマ「成年後見制度」について

(1) 手続案内用DVDの視聴について

成年後見制度の手続案内用DVDを約18分間視聴した。

(2) 制度及び手続説明について

玉置主任書記官から成年後見制度の制度及び手続について、パワーポイントを用いて説明を行った。

(3) 意見交換等

◎ それでは、手続案内用DVDの視聴及び事務担当者からの説明

を受けて御意見を申し上げます。

- 成年後見事件の件数とどういう方が成年後見人になっているのかについてお尋ねしたい。
- 和歌山家裁における平成22年の申立件数，成年後見人等と本人との関係別割合及び申立人と本人との関係別件数を説明した。
- 成年後見人等になった者として弁護士と比較して司法書士がかなり多くなっているが何か理由があるのか。
- 事案によって専門職を選任しており，結果的にその割合になったものと考えられる。
- 説明によれば，申立人が申立費用や鑑定費用を負担しないといけないということであったが，成年後見人になれば，その費用の返還を受けることができるのか。
- 基本的には申立人の負担ということになるが，場合によっては本人負担という判断がなされることもある。
- ◎ 市町村長からの申立の場合はどうか。
- 市町村長からの申立の場合，本人負担として欲しい旨の申出がされ，認められた事案もある。
- 成年後見等開始申立事件の申立書類の中には，「親族の同意書」というものが複数用意されているが，これはなかなか用意しにくいのではないか。
- 同意書については，親族間の争いの存否や程度を裁判所が確認するための書面なので，出てこなければそういう事案であることを踏まえて事件の進行をすることになる。
- ◎ 同意書の提出がないからといって，申立を認めないということか。
- はい。

- この申立書類を見るとどうしても同意書が必要だと思ってしまう、申立の意思が抑制されるのではないか。
- 申立の際には手続説明を行うが、その際に同意書がどうしても必要だとはしていない。同意書は、事件の進行の参考とするために提出を求めているものである。
- ◎ 申立の際に用意する書類が相当あるようだが、問題なく提出されているのか。
- 職員の窓口説明の際に対面して丁寧に説明を行っており、提出書類については問題なく提出されている。
- ◎ 窓口で配布している申立書類一式は、裁判所のホームページなどからダウンロードすることができるのか。
- 全ての書類をダウンロードすることはできない。
裁判所としては、成年後見等開始事件を申し立てる場合、書類だけを交付して自ら記載してもらおうということではなく、裁判所の窓口に来ていただいて、DVDを視聴した上で裁判所職員からの説明を聞いてもらってから申立書等を作成してもらおうことを予定している。
- 成年後見人に選任されると、本人が回復するか、死亡するまではその役割を負うこととなるということであるが、財産管理等に問題が生じた場合などは、途中で交代することはあるのか。
- 例えば、成年後見人に不正行為があるような場合は、後見監督を経て解任するということが考えられる。
- 別の親族からの指摘を受けて不正が発覚し、交代するということもあるのか。
- そのようなケースもあると思う。
- ◎ 後見監督はどのような場合に行うのか。

- 定期的に立件している後見監督事件において、成年後見人には、家庭裁判所へ報告書の提出をするよう求めており、それによって財産等の管理状況を把握している。
- 成年後見人からの報告書の提出割合はどの程度か。
- 報告書の提出割合について、専門職後見人についてはもちろん提出されているし、一般の後見人についても100パーセント近く提出されている。
- 報告書は基本的には年単位で提出してもらっており、大きな金額の授受があるような場合は数ヶ月で提出してもらっている。
- ◎ 成年後見制度の手続案内用のDVDについて、何か活用方法があるか。
- 新聞等においても記事が載ったりしているが、一般的には制度の名前さえも知らないと思う。親族が認知症とかになって、困って相談などをして知ることになっているのが現状だと思う。
- ◎ 現時点での成年後見制度の広報はどのようになっているのか。
- 「成年後見制度を利用される方のために」というリーフレットと「成年後見制度－詳しく知っていただくために－」というパンフレットを用意しており、裁判所の玄関及び窓口、和歌山県、市町村、法務局、弁護士会、日本司法支援センター、司法書士会、行政書士会、税理士会、社会福祉協議会、社会福祉士会などに配布している。なお、市町村については、福祉制度の窓口と市民相談担当部署の両方に置いてもらっているところもある。
- 成年後見制度を利用される方は、身内の人が預金をしており、そこから出金等する際に困っている方もいるため、銀行にも置いてもらってはどうか。
- 裁判所の広報行事として、本年10月24日に法の日週間行事

で成年後見制度説明会を実施し、33名の参加があったところであり、一部参加希望者の参加をお断りするぐらい盛況だったものであるが、実施にあたり、裁判所周辺の金融機関への説明及び広報を行った。その際、「成年後見制度－詳しく知っていただくために－」のパンフレットを窓口説明用として、一部の金融機関ではあるが交付しているものである。

なお、説明を行った際、金融機関からは成年後見制度をもっと知りたいというニーズがあった。

- 「成年後見制度を利用される方のために」というリーフレットにも「金融機関からお金を下ろしたいとき」という記載をした方が良いのではないか。
- このリーフレットは最高裁判所において作成の上、配布されるものなので、内容を和歌山家庭裁判所独自のものに変更することは難しい。
- ◎ どのような場合に成年後見制度を利用すべきかということについては、具体的イメージを持ってもらえるように広報していかなければならない。
- 高齢の親を抱えた方が成年後見制度を利用することとなることからすると、例えば女性のシンポジウムが開催される場などにもパンフレット等を置くようにしてはどうか。
- 認知症等になり、悪徳商法にひっかかったような事案では、申立から何ヶ月もかかるのではせっかくの制度が活かされないのではないか。何か特例的な対応が必要ではないか。
- 急いで対応しないといけない場合については、保全の制度が用意されている。後見開始の審判に関する審理と平行して保全手続を行うこととなる。

保全手続において、後見命令等が出れば、正式に成年後見人として選任される前に行動することができるようになる。

● 保全管理人を選任したような場合、成年後見人選任の手続が遅れることはないのか。

■ 平行して審理を行うものであり、成年後見人選任の手続が遅れるということはない。

○ 窓口において一般的な手続案内のDVDを放映していると思うが、常態で放映することについては、節電の観点からすると疑問がある。また、DVDを放映するなら、一般的な手続案内用のDVDと成年後見制度の説明用のDVDを組み合わせて放映してはどうか。

◎ 私としては、成年後見制度の広報を行い、一般の方に理解していただいていると考えていたが、なかなか行き渡っているとまではいえない現状があるのか。

○ 私もこの場で初めて成年後見制度を理解をすることができた。まだまだ理解していない人はいると思う。

◎ 今後も更に成年後見制度を理解してもらうため、広報を検討していきたい。

6 次回委員会の意見交換テーマ

地域や学校から見た和歌山の少年や少年非行について

7 次回委員会の開催日時

平成24年5月15日（火）午後1時30分から開催することが決定された。

8 閉会